

答申第 715 号

令和元年 5 月 15 日

神奈川県公安委員会  
委員長 草壁 悟朗 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 14 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その 4）（諮問第 788 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成 28 年 9 月 9 日付け電話通信紙を特定したことは、妥当である。
- (2) 実施機関は、前記(1)の電話通信紙の一部を非公開としたことは妥当であるが、同電話通信紙により行った依頼に対する回答文書について、諾否の決定をすべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、平成 28 年 9 月 20 日付けで、神奈川県警察本部長に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、神奈川県警察本部長は、平成 28 年 9 月 29 日付けで、条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、本件請求に対する決定を延長する決定を行い、同年 11 月 16 日付けで、同条第 5 項の規定に基づき、さらに本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、平成 29 年 9 月 19 日付けで、平成 28 年 9 月 9 日付け電話通信紙（以下「本件行政文書」という。）を対象文書として特定の上、本件行政文書に記載された警察電話の内線番号及びファクシミリ番号（以下「本件警電番号」と総称する。）については、公開することにより、警察の通信事務に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第 5 条第 4 号柱書を理由に、特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）の生年月日（以下「本件生年月日」という。）については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であるとして同条第 1 号本文を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成 29 年 10 月 17 日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書並びに条例第 20 条第 3 項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について

本件生年月日について、本件被疑者の年齢が公表されていること、また、特定事件の重大性にかんがみれば、少なくとも「生年」の部分は、条例第 5 条第 1 号本文に該当せず、公開情報として取り扱われるべきである。また、本件生年月日のうち「月日」の部分についても、これを公開したとしても、本件被疑者の正当な権利利益を害することにはならないから、同号本文に該当しない。たとえ、同号本文に該当したとしても、同号ただし書イ及びエに該当する。

(2) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について

本件警電番号に関する実施機関の弁明は、司法警察活動に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号及びファクシミリ番号である本件警電番号には当てはまらないものである。

よって、本件警電番号は、条例第 5 条第 4 号柱書には該当しない。

(3) 条例第 7 条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、本件警電番号及び本件生年月日（以下「本件非公開情報」と総称する。）は公開されるべきである。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(5) その他

ア 実施機関が、意見書において、条例第 8 条に係る追加的説明を行うことは看過できない手続上の瑕疵であり、本件処分を取り消すべきである。

イ 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべ

きである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用の算出方法の定めは、条例第1条等に反する。

エ 反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

#### 4 実施機関（地域部地域指導課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 条例第5条第1号該当性について

###### ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件生年月日は、本件被疑者の生年月日であり、個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

###### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件生年月日は、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

##### (2) 条例第5条第4号柱書該当性について

本件警電番号は、警察電話の内線番号及びファクシミリ番号である。

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことも予想される。したがって、本件警電番号は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせ電話やファクシミリの送信を招くおそれがあり、通常業務における必要な連絡や突発事故への対応等に支障を及ぼすおそれがあるとともに、ファクシミリによる送信で紙が不必要に消費される等、警察の通信事務の遂行に支障を来すおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

##### (3) 条例第8条該当性について

本件行政文書においては、実施機関から各警察署に対して調査を行い、回答を依頼しているところ、かかる調査は、本件被疑者が特定期間中に各

警察署において取り扱われたことがあるか否か等について調査するものである。したがって、各警察署からの回答として提出された報告書等（以下「回答文書」という。）があった場合に、回答文書について諾否の決定を行えば、本件被疑者が特定期間に各警察署において取り扱われたことがあることを明らかにし、逆に、各警察署からの回答文書がない場合に、その旨の諾否の決定を行えば、本件被疑者が各警察署において取り扱われたことはなかったということを示すものであり、いずれについても、条例第5条第1号本文で定める個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報を明らかにするものである。また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

このことから、かかる情報は、その存否を答えるだけで同号本文に該当する情報を公開することになるため、条例第8条に該当し、その存否を明らかにすることはできないものである。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)及び(2)のとおり、条例第5条第1号本文又は第4号柱書に該当するため、非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要はない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

実施機関は、分掌事務として、地域警察の実務の指導、軽犯罪法違反及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律違反の取締り並びにめいてい者及びでい酔者の保護に関することを所管している。実施機関が、本件行政文書を管理していたのは、地域警察の実務の指導を所管しているため、本件被疑者の過去の取扱いにつき把握した上で、取扱いがあった場合の対応状況について検証する必要性が生じたことに伴い、調査を依頼したからである。

実施機関は、かかる事務を除き、他に直接的に特定事件に係る事務を所管しているものではないことから、本件行政文書以外に本件請求の対

象として特定すべき行政文書は管理していない。

なお、審査請求人は、特定事件発生前からの文書を確認すべき旨主張するが、実施機関は、特定事件発生前も含め本件請求の対象となる文書の検索を行ったものである。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が説明するとおり、実施機関から各警察署あてに各警察署において本件被疑者の取扱いがあったか否か等を把握するために作成された電話通信紙であって、特定事件に関連して作成されたものであると認められる。

### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については、公開すべき旨を規定している。

そこで、本件処分において同号に該当するとされた本件生年月日の同号該当性について、同号ただし書該当性を含めて、以下、検討する。

本件生年月日は、本件被疑者の生年月日であり、本件被疑者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかである。

よって、かかる情報は、同号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報のうち、本件被疑者の氏名については、既に報道等により公知となっていることから、本件処分においても同号ただし書イにより公開しているものの、本件生年月日が公になっている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)のとおり、かかる情報のうち、「生年」部分について、同号本文に該当しない旨主張するが、同人独自の見解に過ぎず、採用することはできない。

また、かかる情報のうち、「月日」部分について、公開したとしても、本件被疑者の正当な利益を害するおそれはないとして部分公開すべき旨主張するが、部分公開を規定している条例第6条第2項は、特定の個人を識別できる部分を非公開とした上で、その余の部分が個人の権利利益を害するおそれがない場合に部分公開できることを定めており、本件にあつては、既に本件被疑者の氏名が公開されている以上、同項の適用の基礎を欠くものであると言わざるを得ない。

よって、この点に関する審査請求人の主張も採用することはできない。

### (3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非

公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件警電番号の同号柱書該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、実施機関が説明するとおり、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことも予想され、本件警電番号を公開することにより、被疑者等から業務妨害等を目的とした嫌がらせの電話等を受け、通常業務における必要な連絡や突発事故への対応等に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件警電番号は、同号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記 3 (2) のとおり、本件警電番号は、司法警察活動ではなく行政警察活動に係る電話番号であるため、実施機関の説明は同号柱書に該当する理由にならない旨主張するが、当該警察電話の内線番号等が、直接的に司法警察活動にかかわるものではなくとも、警察における電話番号等として、業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張は採用することができない。

#### (4) 条例第 7 条該当性について

条例第 7 条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第 7 条は、条例第 5 条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益性」とは、同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、本件非公開情報は、警察電話の内線電話番号及びファクシミリ番号並びに本件被疑者の生年月日であって、これらの情報を公開したとしても、人の生命、身体の安全の保護等の利益を



超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、困難であると言わざるを得ない。

よって、本件非公開情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が、同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その分掌事務に照らし適切であると認められるものの、本件行政文書により行った調査に対する回答文書については、本件処分において何ら言及されていないため、これについて諾否の決定を行うべきである。

なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は特定事件発生前の文書についても検索を行っていることが認められ、この点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

(6) その他

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、行政文書の写し等の交付に要する費用の算出方法の定めが条例第1条等に反すること、さらに、反論書の副本の提出を強いられた旨を主張しているため、以下、これらの点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人のこれらの主張は、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人の

いずれの主張についても調査審議する立場にない。

## 6 補足

審査請求人は、前記3(5)アのとおり、本件行政文書により行った調査に対する回答文書について、実施機関が、意見書において、条例第8条及び条例第5条第1号本文に該当する旨を追加的に説明したことが手続上の瑕疵に当たる旨主張するものの、前記(5)のとおり、同文書についてはそもそも本件処分の内容に含まれておらず、実施機関において諾否の決定を行うべきと判断したところであるが、実施機関は条例第8条及び条例第5条第1号本文の規定により、かかる文書は、その存否を明らかにすることができないものであることを説明していること、かかる説明については、本件行政文書の内容をもって判断することができるものであること、当審査会の所見を示すことが、実施機関の今後の諾否の決定の判断の一助となることが認められることから、以下、念のため、この点について、補足的に所見を示す。

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

そこで、本件行政文書により行った調査に対する回答文書について、これを見ると、本件行政文書による調査の内容は、本件被疑者が特定期間中に各警察署において取り扱われたことがあるか否か等を調べるものであって、かかる文書が存在することを前提に諾否の決定を行えば、本件被疑者が特定期間に各警察署において取り扱われたことがあることを明らかにし、かかる文書が存在しないことを前提に諾否の決定を行えば、本件被疑者が各警察署において取り扱われたことはなかったということを明らかにするものであり、いずれについても、条例第5条第1号本文で定める個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報を明らかにするものであると考えられる。そして、このような、各警察署において取り扱われたことがあるか否かといった情報は、これが既に公知となっている場合は格別、そのような事情がない場合には、その内容及び性質に照らし、同号ただし書アからエまでのいず

れにも該当しないことは明らかであり、本件においても、そのような特段の事情もないものと思料される。

よって、本件行政文書により行った調査に対する回答文書については、条例第8条及び第5条第1号本文により、その存否を明らかにすることなく、公開請求を拒否すべきものと考えられる。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年2月14日	○ 諮問
12月20日 (第191回部会)	○ 審議
平成31年1月28日 (第192回部会)	○ 審議
2月26日 (第193回部会)	○ 審議
3月4日	○ 実施機関から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
3月22日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
3月27日 (第194回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和元年5月15日現在)(五十音順)